

○山口市消防用映像情報通信システム管理運用要綱

平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、消防用映像情報通信システム（以下「映像情報システム」という。）により、災害時に映像による迅速な情報収集を行い、的確な体制の確立を行うとともに、その撮影又は記録した映像情報の管理に関する基本事項を定め、適正な運用を図るものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高所監視装置 映像情報システムのうち、禅定寺前山無線中継局及び鴻ノ峯無線中継局に設置した高所カメラ(附属設備を含む。)をいう。
- (2) 映像受信装置 映像情報システムのうち、消防本部通信指令課（以下「通信指令課」という。）、総務部防災危機管理課（以下「防災危機管理課」という。）及び山口総合支所第 11 会議室（以下「第 11 会議室」という。）に設置した高所監視装置の制御装置（附属設備を含む。）をいう。
- (3) 画像伝送装置 映像情報システムのうち、指揮隊及び中央消防署救助工作車に装備したビデオカメラ（附属設備を含む。）をいう。
- (4) モニター 映像情報システムのうち、通信指令課、消防本部事務室、消防本部災害対策室、防災危機管理課及び第 11 会議室に

設置した各映像表示装置をいう。

(管理運用責任者)

第3条 映像情報システムの管理運用責任者は、通信指令課長とする。

2 管理運用責任者は、映像情報システムの管理運用の業務を行うとともに、次条に規定する操作従事者を指揮監督する。

(操作従事者)

第4条 操作従事者は、山口市消防通信管理規程（平成27年山口市消防本部訓令第1号）第2条第5号に定める指令管制員及び防災危機管理課職員（災害対策本部事務局班員を含む。）とする。

(運用の範囲)

第5条 映像情報システムは、次に掲げる場合に運用するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生時及びそのおそれがある場合
- (2) 災害発生及びそのおそれがある通報を覚知した場合
- (3) 前2号のほか、災害を警戒するための監視を行う場合（自動巡回又は事前に設定した地点の往復動作に限る。）
- (4) 稼動試験及び操作訓練を行う場合
- (5) その他、消防、防災を目的とした情報収集のため、管理運用責任者が必要と認める場合

(災害対策本部等の設置時の運用)

第6条 災害対策本部又は水防本部を設置する場合、操作従事者は、第11会議室のモニターに高所監視装置及び画像伝送装置の映像を表示することができる。

2 操作従事者が第11会議室の映像受信装置により操作を行おうと

する場合、防災危機管理課長は、管理運用責任者と事前に調整を行うものとする。

(操作従事者の遵守事項)

第7条 操作従事者は、次に掲げる事項を遵守し、適正な運用に努めなければならない。

- (1) 映像情報システムの設定をみだりに変更しないこと。
- (2) 災害発生時及びそのおそれがある場合を除き、遠方を監視し、特定地点への停止や高倍率化など、個人のプライバシーを侵害するおそれのある操作を行わないこと。
- (3) 太陽光、その他の高発光点を避けるなど、映像情報システムの保護に努めること。
- (4) 定期的に稼働試験を行い、維持管理に努めること。
- (5) 映像情報システムにより取得した情報は、速やかな応急対策や適切な消防力投入に有効に活用すること。

(秘密の保持)

第8条 操作従事者は、映像情報システムにより知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 映像情報システムにより得られる個人情報の取扱いについては、
山口市個人情報保護条例（平成17年山口市条例第12号）に基づき、適正な措置を講ずるものとする。

(映像記録の取扱い)

第10条 高所監視装置及び画像伝送装置により撮影した映像記録は、直近7日分を映像受信装置に保存するものとする。ただし、管理運

用責任者が消防、防災上特に必要と判断した場合は、電磁的記録媒体に保存することができる。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、映像情報システムの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。